☆　　（２０２４年１月４日現在適用中）

１．商　品　名	**納　税　準　備　預　金** ※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
２．販　売　対　象	・個人および法人
３．期　　間	・定めなし
４．預　入　方　法	
(1) 預　入　方　法	・随時預入
(2) 預　入　金　額	・１円以上
(3) 預　入　単　位	・１円単位
５．払　戻　方　法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻します
６．利　　息	
(1) 適　用　金　利	・変動金利（金利は金融情勢の変化により変動しますが、金利変動の基準は特に定まっておりません） ☆ ・大垣共立銀行ホームページに掲載する毎日の金利を適用します ☆ ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、大垣共立銀行ホームページに掲載する毎日の普通預金の金利によって計算します
(2) 利　払　頻　度	・毎年２月と８月の当社所定の日に、元金に組み入れます
(3) 計　算　方　法	・毎日の最終残高１，０００円以上について、付利単位を１００円とした１年を３６５日とする日割計算
(4) 税　　金	・利息には税金はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます （ただし、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下の時は所得税はかかりません） ・課税される場合、利息には下記の通り税金がかかります 個人：２０％の源泉分離課税（国税１５％・地方税５％）（※1）（※2） （※1）マル優ご利用の場合は非課税 （※2）復興特別所得税が付加されることにより、２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの２５年間、２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％・地方税５％）となります 法人：総合課税（※3） （※3）非課税法人の場合は非課税
７．手　　数　　料	――――――――
８．付加できる特約事項	――――――――
９．中途解約時の取扱	――――――――

	10. その他参考となる事項	――――――――――――――
☆	11. 金利情報	・店舗窓口または大垣共立銀行ホームページにてご確認ください
	12. 当社が契約している指定紛争解決機関	・当社が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ （受付時間は、平日９：００～１７：００です）